

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目	合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス11日割	(1)176単位 日割の場合	304	日 39 単位
A2 1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合	39	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス12日割	(イ)1週当たりの標準的な回数を定める場合	2,349	1月につき
A2 1321	訪問型独自サービス13	(2)1週に2回程度の場合	77	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス13日割	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2 2411	訪問型独自サービス21	□ 1月当たりの回数を定める場合	3727単位 日割の場合	304 日 123 単位
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	□ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1月につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	(2)1週に2回程度の場合	304 日 1 単位減算	-1
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	23 单位減算	-23
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合	304 日 1 单位減算	-1
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	日割の場合	37 单位減算	-37
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	□ 1月当たりの回数を定める場合	日割の場合	304 日 1 单位減算
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	-1	
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(2)生活援助が中心である場合	3 单位減算	-3
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	△ 初回加算	200 単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	△ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100 单位加算
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 单位加算
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	△ 口腔連携強化加算	50 单位加算	50
A2 6269	訪問型独自サービス待遇改善加算 I	△ 介護職員待遇改善加算	(1)介護職員待遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算
A2 6270	訪問型独自サービス待遇改善加算 II		(2)介護職員待遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算
A2 6271	訪問型独自サービス待遇改善加算 III		(3)介護職員待遇改善加算(III)	所定単位数の 55/1000 加算
A2 6278	訪問型独自サービス特定待遇改善加算 I	△ 介護職員等特定待遇改善加算	(1)介護職員等特定待遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算
A2 6279	訪問型独自サービス特定待遇改善加算 II		(2)介護職員等特定待遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算
A2 6281	訪問型独自サービススペースアップ等支援加算	△ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算

週1回程度の利用を想定する者でサービス提供回数が4回／月を超える場合に使用。

週2回程度の利用を想定する者でサービス提供回数が8回／月を超える場合に使用。
(事前に所定の様式を市に提出し、認められた場

週2回を超える利用を想定する者でサービス提供回数が12回／月を超える場合に使用。
(事前に所定の様式を市に提出し、認められた場

サービス提供回数については、目標に照らし合わせて、必要な回数をサービス担当者会議等で話しあい、利用回数を選択してください。
その際、プランや経過記録に設定した回数を記録してください。
計画で設定した単価×実際の利用回数での請求となります。(単価はプランに位置づけたときのものを使用する)

→ 新設
又は赤字 → 変更